

全自病協第279号
令和8年7月14日

会員施設長 殿

公益社団法人 全国自治体病院協議会
会 長 望月 泉

医 師 の 働 き 方 改 革 委 員 会
委員長 谷口 健次
(公印省略)

令和8年度 医師の働き方改革に関するアンケート調査（依頼）

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2024年4月から医師の働き方改革が実施され、その対応に鋭意努力されている一方で、様々な課題に苦慮されていることと拝察いたします。

当協議会においては、「医師の働き方改革委員会」を設置し、会員病院の医師の働き方改革の推進に資する取組みを行ってまいりました。

このたび、各会員病院における医師の働き方改革への取組状況や課題について、実態を把握し国等への働きかけや関係機関との情報共有・連携を行うための資料とするため、標記調査を実施することといたしました。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、本調査に下記の通りご協力賜りますようお願い申し上げます。

提出期限	2026年7月31日（金）
回答方法	下記に記載のQRコードよりアクセスしご回答をお願いします。  URL : https://forms.cloud.microsoft/r/Db5R34GhsD
調査時点	2026年7月1日
留意点	貴施設長又は貴施設長の確認を経たうえで回答をお願いします。

その他	集計結果（公表資料）において病院名が出ることはありません。 ・【別添】要望書抜粋（令和８年５月１９日 国への要望） ・昨年度実施したアンケート調査（下記リンクより閲覧ください）  （昨年度アンケート調査公表資料） URL : https://www.jmha.or.jp/jmha/statistics/info/203
-----	---

[連 絡 先] 公益社団法人 全国自治体病院協議会 経営調査部 担当：蛭名
 （住 所）〒102-8556 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館本館 7 階
 （電 話）03-3261-8568 （F A X）03-3261-1845
 （メールアドレス）chosa@jmha.or.jp



4. 医療従事者の負担軽減及び医師等の働き方改革の推進について

要望事項

1)医療従事者の負担軽減及び医師等の働き方改革の推進に関する周知、必要に応じた財政的支援策

医療従事者の負担軽減及び医師等の働き方改革を推進するに当たっては、実効性をもって進められるよう、医療機関のみならず、国民・行政・企業に対しても継続かつ十分な周知を図ること。

働き方改革においては、少子高齢社会における地域の医療提供体制の確保、医師偏在の解消などの課題を踏まえ、チーム医療の推進、医療DXの推進、医療機器の整備と業務効率化、様々な専門職の人材とのタスク・シフト／シェア、交代制勤務などの促進、女性医師等が働き続けられる環境整備として短時間勤務、当直勤務免除、オンコール免除等が必要となる。なお、今後は生産年齢人口の急速な減少が回避できない状況にあり、現在の業務の効率化、タスク・シフト／シェア等による働き方改革だけでは立ちいかなくなる可能性が高い。定型的な業務の機械化・自動化等を推進することで、人による業務量の縮小に本格的に取り組む必要がある。医療現場のニーズを収集し、共通する対策については国として積極的に産業界への働きかけを行い、業務の機械化・自動化を早急に進めること。

これらを着実に実行していく上では、安定した財源が必要となることから、十分かつ適切な財政支援を講じるとともに、地域医療に関する真剣な協議を国として強力に進めること。

2)医師の時間外労働規制に伴う取組及び副業・兼業に係る労働時間管理の慎重な取扱い

地域の中小病院は、一般外来診療をはじめ宿日直勤務や、夜間・休日における救急医療の多くを大学病院や地域の基幹病院等から派遣されている医師によって支えられており、「連携B水準」として届け出ている派遣元医療機関もある。医師の時間外労働規制による地域医療への社会的影響を十分に配慮し、医師派遣の引上げ等により地域の医療提供体制に影響がないよう、十分な支援等を国として行うこと。

3)かかりつけ医機能の強化と病院勤務医の負担軽減

かかりつけ医機能を持つ病院(地域密着型中小病院)には休日夜間を含め救急患者への対応を必須とし、診療時間内外に関わらず自院のみで対応できない場合は他の医療機関と連携する(上り搬送)など、かかりつけ医が軽症救急医療に積極的に対応し、中等症(二次救急)以上の患者が二・三次救急病院・中核たる病院を受診する仕組みを普及させること。さらに、在宅医療や介護との連携などかかりつけ医機能を強化し、それぞれの機能・役割分担を明確にすることにより、病院への負担が減り、病院勤務医の負担軽減に繋がることから、重要課題として推進すること。

加えて、病院勤務医の働き方改革を進めるに当たっては、地域における救急医療体制の改善が必要不可欠であり、一部の中核的な病院に患者が安易に集中しないよう、まず、各地で行っている救急医療電話相談等の普及・周知を行うこと。更に、時間外等救急対応において、専門分野の医師の支援が求められ自院のみでは解決できない場面等を考慮し、地域内医療機関の状況が一目で判るような情報システムの構築や、モバイル端末などを利用した施設間の医師の連携・相談体制の整備等について財政措置を含めた支援を行うこと。